

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名： 企業局

事業種名： 工業団地・工業用地の造成

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

工業団地の造成に当たっては、土地利用が農地等から工業用地に大きく変化することから、条例に基づく環境影響評価（施行面積20ha未満の地区では、条例に準じた環境影響調査）を実施し、環境配慮方針の具体化に努めている。

調査・計画段階では、開発に伴う公園緑地や地区境界に緩衝緑地帯を設けることで、自然環境や周辺環境との調和に配慮した工業団地を計画した。

設計・実施段階では、環境影響評価書や環境調査に示された環境保全措置を実施することで、環境に配慮した工業団地の造成に努めている。

【造成工事における主な環境配慮事項】

- ① 大気汚染に係る防塵対策として、防塵ネットの設置や団地内散水等の実施
- ② 騒音・振動等に係る対策として、工事車両への規制（アイドリングストップや低速走行の徹底、低騒音・低振、排出ガス対策型機種の採用等）
- ③ 水質汚濁対策として、河川への濁水流出を抑制するため仮沈砂施設の設置等
- ④ 開発区域内で確認された保全すべき植物等の移植や生息環境の確保

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

- ・環境影響調査により把握した大気、騒音の現況、希少動植物の生息状況等を踏まえて環境配慮事項を整理し、工業団地の設計に反映することができた。
- ・盛土、切土量が縮減されるよう造成高や調整池排水勾配等を設定し、その結果、搬出入の運搬車両が抑制され、大気汚染、交通騒音等の環境負荷を低減させた。

3 今後の方針

(環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。)

工業団地の造成は、産業振興や雇用促進など地域経済の発展に寄与することを目的としているが、これまでの環境に対する取組を今後も継続し、周辺の自然環境や農業生産環境と調和を図りながら整備を進めていく。

4 課 題

(環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。)

環境影響評価、環境調査は多額の費用を要する。特に小規模の工業団地の場合は、コスト面を考慮し効率的かつ簡易的な手法にするなどの検討が必要である。

5 事業一覧

(様式第1号により個別評価を行った事業を列挙する。)

別表－２のとおり

別表 2

個別評価事業一覧

事業年度：令和 5 年度

部局名：企業局

事業種名：工業団地・工業用地の造成

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	行田富士見工業団地拡張地区産業団地整備事業	設計・実施段階	44	33	75. 0%	3
2	嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地整備事業	設計・実施段階	44	32	72. 7%	3
3	美里甘粕地区産業団地整備事業	調査・計画段階	43	33	76. 7%	3
	合計		131	98	74. 8%	

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 企業局 課・所・室名 地域整備事務所北部支所

事業の種類	工業団地、工業用地の造成	事業名	行田富士見工業団地拡張地区産業団地整備事業
事業の規模	施行面積：約7.0ha	実施場所	行田市大字若小玉地内
計画期間	平成30年度～令和6年度	段階	設計・実施段階
事業の概要： 地元企業の敷地拡張ニーズに対応し、雇用創出や地域経済の活性化を図るため、行田市と連携して産業団地の整備を行うもの。 1 施行面積：約7.0ha 2 事業期間：平成30年度～令和6年度 3 分譲面積：約6.0ha			

※別表 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項
1 当該事業では、環境配慮を目的として、環境影響評価の調査項目に準じた環境調査を実施し、周辺環境へ負荷を低減させるための環境配慮事項を抽出し保全対策を実施することとしている。
2 道路計画高及び調整池排水勾配等を考慮した造成計画により、盛土量をできる限り縮減させることで、地区外からの建設発生土の搬入量を抑制し、大気汚染などの環境負荷の低減に配慮する。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項
特になし

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 10 工業団地・工場用地の造成に関する環境配慮方針

事業名	行田富士見工業団地拡張地区産業団地整備事業
-----	-----------------------

地域別	農業地域
配慮時期	設計・実施段階

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の整序化を図る。	○	✓
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	
	8	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	9	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	

	10	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	
	5	建築物や工作の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	✓
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	✓
	7	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	✓

	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	✓
	2	公共下水道の導入を図る。	○	✓
	3	既存水路を生かしたせせらぎや公園と一体化した調節池の整備などにより、水辺のやすらぎの持てる空間の創造に努める。	○	✓
	4	水質等の保全を図る。	○	✓
	5	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	6	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	7	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	
	8	節水機器の採用に努める。	○	
	9	透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	該当	実施
--------------------------------------	----	----

個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	✓
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
44	33

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
75.0%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80％以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70％以上である。

2：実施率が、50％以上70％未満である。

1：実施率が、50％未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 企業局 課・所・室名 地域整備事務所北部支所

事業の種類	工業団地、工業用地の造成	事業名	嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地整備事業
事業の規模	施行面積：約9.1ha	実施場所	比企郡嵐山町大字花見台・勝田地内
計画期間	平成30年度～令和5年度	段階	設計・実施段階
事業の概要： 地元企業の敷地拡張ニーズに対応し、雇用創出や地域経済の活性化を図るため、嵐山町と連携して産業団地の整備を行うもの。 1 施行面積：約9.1ha 2 事業期間：平成30年度～令和5年度 3 分譲面積：約5.9ha			

※別表 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項
1 当該事業では、環境配慮を目的として、環境影響評価の調査項目に準じた環境調査を実施し、周辺環境へ負荷を低減させるための環境配慮事項を抽出し保全対策を実施することとしている。
2 事業地区内の切土による建設発生土を盛土材として使用することにより、地区外からの建設発生土等の受入れを無くすことで大気汚染などの環境負荷に低減に配慮する。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項
特になし

【記入方法】
1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 10 工業団地・工場用地の造成に関する環境配慮方針

事業名	嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地整備事業
-----	-----------------------

地域別	農業地域
配慮時期	設計・実施段階

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の整序化を図る。	○	✓
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	
	8	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	
	9	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	

	10	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	
	5	建築物や工作の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	✓
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	✓
	7	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	✓

	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	✓
	2	公共下水道の導入を図る。	—	
	3	既存水路を生かしたせせらぎや公園と一体化した調節池の整備などにより、水辺のやすらぎの持てる空間の創造に努める。	○	✓
	4	水質等の保全を図る。	○	✓
	5	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	6	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	7	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	
	8	節水機器の採用に努める。	○	
	9	透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	該当	実施
--------------------------------------	----	----

個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	✓
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
44	33

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
75.0%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が４以上の事業にあつては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあつては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 企業局 課・所・室名 地域整備課

事業の種類	工業団地、工業用地の造成	事業名	美里甘粕地区産業団地整備事業
事業の規模	7. 5 ha	実施場所	児玉郡美里町大字甘粕地内
計画期間	令和 6 年～令和 9 年	段階	調査・計画段階
事業の概要： 埼玉県への立地ニーズに対応し、地域の振興や、新たな雇用の創出を図るため、美里町と連携して産業団地の整備を行う。 1 施行面積： 7. 5 h a 2 事業期間： 令和 6 年度～令和 9 年度 3 分譲面積： 6. 0 h a			

※別表 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

1 当該事業では、環境配慮を目的として、環境影響評価の調査項目に準じた環境調査を実施し、周辺環境へ負荷を低減させるための環境配慮事項を抽出し保全対策を実施することとしている。

2 造成計画高を道路計画高及び調整池排水勾配等を考慮し盛土量を出来る限り縮減させることで、公共残土搬入量を抑制し、大気汚染などの環境負荷の低減に配慮する。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

特になし

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 10 工業団地・工場用地の造成に関する環境配慮方針

事業名	美里甘粕地区産業団地整備事業
-----	----------------

地域別	農業地域
配慮時期	調査・計画段階

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の整序化を図る。	○	✓
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	
	8	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	
	9	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	

	10	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	5	建築物や工作の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	✓
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	✓
	7	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	✓

	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	✓
	2	公共下水道の導入を図る。	○	
	3	既存水路を生かしたせせらぎや公園と一体化した調節池の整備などにより、水辺のやすらぎの持てる空間の創造に努める。	○	✓
	4	水質等の保全を図る。	○	✓
	5	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	6	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	7	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	
	8	節水機器の採用に努める。		
	9	透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	該当	実施
--------------------------------------	----	----

個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
43	33

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
76.7%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80％以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70％以上である。

2：実施率が、50％以上70％未満である。

1：実施率が、50％未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。